

女性差別撤廃条約の実効性を強化するための環境整備を整え、 選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1979年、国連はあらゆる分野で女性が性にに基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択した。日本は1985年にこの条約を批准し、2021年現在、189か国が批准している。

さらに、1999年、条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するために、女性差別撤廃条約選択議定書が採択された。選択議定書には個人が国連女性差別撤廃委員会に通報できる「個人通報制度」と、信頼できる情報を得て委員会が調査をする「調査制度」の2つの手続がある。それらを利用するには、新たに選択議定書の批准が必要である。条約の実効性を確保する上で重要な役割を果たすことが期待され、2021年現在、条約批准189か国中114か国が批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

国連女性差別撤廃委員会からは、2004年、2009年、2016年に選択議定書を批准することを再々求められている。

国内では早期批准を求める声が全国で高まり、国会への請願が参議院で20回採択されている。また全国の地方議会でも意見書採択が89議会に到達している。

政府は男女共同参画社会基本法に基づく第4次基本計画に、条約の積極的遵守のための施策や選択議定書の早期締結について真剣に検討をすることを明記し、男女共同参画のための取組を行ってきた。第5次基本計画で「早期」を削除する動きに対して国会で追及され、政府は「早期に締結するために障害になっている課題を早期に解決する」と回答した。

しかし、日本は男女格差を測る2020年度ジェンダーギャップ指数が153か国中121位に後退した。また、新型コロナウイルスの感染拡大で非正規職員の雇止め、特に女性へのしわ寄せが顕著である。さらに、2月3日、東京五輪オリンピック・パラリンピック組織委員会、森会長（当時）の女性差別発言で国の内外から批判が噴出している。

女性差別撤廃条約が採択されて40年を越え、女性に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現するためにはさらなる施策が急務である。

よって、本市議会は政府に対し、対策の遅れを真筆に受け止め、男女平等の実現と全ての人の人権が尊重される社会をつくるため、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等を早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年3月29日

池田市議会